

新居浜市公告第46号

新居浜市市民文化センター基本構想・基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

新居浜市市民文化センター基本構想・基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和4年4月14日

新居浜市副市長 加藤 龍彦

1 業務の概要

- (1) 業務名 新居浜市市民文化センター基本構想・基本計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別記「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日(日)まで
- (4) 提案上限額 33,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 事業担当課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市企画部文化スポーツ局文化振興課

TEL: 0897-65-1554 (直通)

E-mail bunka@city.niihama.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。また、共同企業体（JV）で参加する場合は、以下の（１）～（３）の要件は全ての構成員が、（４）の要件は代表となる構成員が満たすこと。なお、一者又はJVの構成員として複数の参加は認めないものとし、出資比率に関する要件は付さない。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められること。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（２）公告の日から契約締結日までの間のいずれかの日においても、営業停止処分

又は新居浜市（以下「本市」という。）の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (3) 令和3・4年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」又は「測量・建設コンサルタント等」において、参加資格を有すると認定されている者（期間が有効であること。）
- (4) 過去10年間（平成24年度から令和3年度まで）において、元請として国又は地方公共団体が発注した次の業務実績（完了したもの）があること。なお、業務実績にはJV構成員として受託した実績も含んでよいものとする。
 - ・ホール700席以上の文化施設における基本構想又は基本計画策定（支援）

4 参加資格確認申請書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和4年4月28日（木）17時15分
- (2) 提出先 2の事業担当課
- (3) 参加資格確認結果の通知

令和4年5月11日（水）までに事業担当課から公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式6）により通知する。

5 プロポーザル関係書類の配布方法

本市のホームページ（<https://www.city.niihama.lg.jp/>）のトップページ上の「組織（部・課）でさがす」→「企画部」→「文化振興課」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

- (1) 配布期間

公告日から令和4年4月28日（木）までの閉庁日を除く8時30分から

1 7 時 1 5 分までの執務時間内

(2) 配布場所 2 の事業担当課

6 優先交渉権者の選定

業務提案の審査は、新居浜市市民文化センター基本構想・基本計画策定支援業務委託事業者選定委員会において、業務提案関係書類、プレゼンテーションの内容を基に、審査基準に基づき総合的に評価及び判断し、優先交渉権者を選定する。

7 その他

(1) 優先交渉権者の選定後、契約の交渉を行う。

(2) 業務提案書その他の関係書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費その他本業務の業務提案参加に要する経費は、提案者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。

(3) その他詳細については、「新居浜市市民文化センター基本構想・基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」の定めるところによる。